

# 『下官集』模刻版本に関する一考察

—かな書道作家の視点で—

吉田 紀恵子

日本大学大学院総合社会情報研究科

## A Study of Two Printed Books of *Gekan-syu*

—From a Calligrapher's Point of View—

KIEKO Yoshida

Nihon University, Graduate School of Social and Cultural Studies

---

*Gekan-syu* was written by Lord Sadaie Fujiwara. He is well known as a great poet and a noted “Waka” (Japanese style poetry) scholar in the Kamakura period. *Gekan-syu* was a manual for writing “Waka” on the booklet.

Unfortunately, the manuscript of *Gekan-syu* is still missing until today. But, in the beginning of the Edo period, the manuscript was replicated by a good chirographer, and in the end of the Edo period, the replica was recopied by a master hand at carving, and, was printed. Therefore, it is fortunate for calligraphers that two printed books of *Gekan-syu* are available at present.

---

### はじめに

鎌倉時代初期を代表する歌人、そして、歌学者である藤原定家(1162~1241)が著した『下官集』は、冊子に和歌を書く際の書写方法に関する定家独自の説を記した、わずか五条の小さな著作である(後述の翻刻参照)。

「定家自筆『下官集』」の存在は、未詳である。しかし、「定家自筆『下官集』」を複製し、それを親本(伝流の基になった本)として模刻し、版本とした、模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」および、同一の模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」が伝存し、現在、底本として『下官集』研究の中心となっている。この二本の模刻版本について、考察したい。

なお、管見ではあるが、閲覧させて頂いた『下官集』伝本のうち、模刻版本は上記の二本のみである。

### 1. 『下官集』という書名について

後述する翻刻で示すように、模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」および、同一の「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の『下官集』本文は、

表紙裏書きと、「一 書始草子事」、「一 嫌文字事」、「一 仮名字かきつゝくる事」、「一 書歌事」、「一 草子付色々符事 和漢有之」の、一つ書きの五条構成である。そして、その後、巻末奥書群(三つの元奥書、および書写奥書)が記されている。

前述した二本の『下官集』模刻版本では、本文の冒頭に「表紙裏書き(袖書)」が存在し、「僻案」と表題が記され、「此廿余年以来之人」の「え・へ・ゑ」の仮名遣の乱れについて述べられている(後述の翻刻参照)。このような、冒頭に「僻案」が記された「表紙裏書き(袖書)」が存在する『下官集』伝本は、管見ではあるが、他には「京都大学文学部閲覧室蔵『定家卿書式』模本」(写本)、そして「天理図書館蔵『僻案』」(写本)のみである。

「僻案」について、浅田徹は「恐らく定家自筆本の表紙にあったものであろう。」<sup>1</sup>と述べ、そして、大野晋は、次のように述べている。

---

<sup>1</sup>浅田徹著「下官集の定家 - 差異と自己 -」(国文学研究資料館編『国文学研究資料館紀要』第27号、2001年)、p.52

下官集という名は、この本文の中に、下官という言葉が使われているところから、後につけられた名で、本来のものではない。定家本のはじめに、「僻案」と書かれており、-中略-おそらく、これが最初の命名であり-中略-その命名は当を得ていると思われる。-中略-(下官集を)「僻案」と改めるのが定家の命名にかなうものであろう。<sup>2</sup>

しかし、「僻案」について、浅田徹は「定家が『書名』として書き付けたのかどうかわからないし、僻案抄と紛れやすいという実際的な問題もある。現在は下官集という書名を採用することが一般的である」<sup>3</sup>と述べる。筆者も、それに従う。なお、『僻案抄』とは、定家が著した和歌の注釈書であるが、作者や伝本、さらには歌壇事情にも言及している著作である。すなわち、『下官集』とは、内容が異なる。

そして、「僻案」とは、「自分の考えをへりくだってという語。愚考。」<sup>4</sup>の意である。『下官集』「僻案」は、後世、単に定家が「自分の考えをへりくだってという語」と解釈され、「書名」とは見做されなかったのではないであろうか。そのため、『下官集』「一書始草子事」の条(後述の翻刻参照)等の中に見られる定家が自らを謙遜した自称「下官」から、『下官集』という書名が生まれたと言えよう。

また、「僻案」は、「書名」として用いられることも少なく、筆者が閲覧させて頂いた二十五本の『下官集』伝本中、「僻案」の「書名」を持つ『下官集』は、「天理図書館蔵『僻案』」のみである。そして、伝存する『下官集』伝本の書名は、『下官集』、『下官抄』のみならず、『定家卿書式』、『定家卿模本』をはじめ、『仮名遣定家卿』、『京極中納言仮名遣』、『和歌玉屑抄』等、まちまちである。多様な命名が為されたのも、「僻案」が、単に「自分の考えをへりくだってという語」と解釈されていたことに基づくと思われる。

<sup>2</sup> 大野晋著『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.50  
<sup>3</sup> 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵「定家卿模本」翻刻 - (『国文学研究資料館紀要第26号、2000年)、p.105

<sup>4</sup> 『日本国語大辞典〔縮刷版〕第九巻』、小学館、1981年、p.619

## 2. 『下官集』模刻版本について

模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」は第九紙、すなわち三番目の元奥書の最後の一行、および書写奥書は手書きによる補写である。そして、刊記は記されていない。他に、第五紙に「意見」「む」の文字の欠落が見られる。(後述の翻刻参照)

しかし、幸いなことに、同一の模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」は完本である。その書写奥書は、慶長八年(1603)、「定家自筆『下官集』」を、三藐院関白、すなわち近衛信尹(1565~1614)が全文を臨書、すなわち、複製を作ったことを示し、そして、刊記は、その複製を親本として、江戸末期の彫師・井上慶寿が模刻(原本をひきうつして彫ること)したことを示している。それが、陰刻(文字が白抜きにできるもの)の版本(版木で摺った本)とされ、その内の二本が、模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」および、「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」として伝存する。

「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の本文の前には、「三藐院関白臨定家卿書」と細字で記されている(後述の翻刻参照)。これは、「定家自筆『下巻集』」を三藐院関白が臨書したことを示すものであり、模刻された時に加えられたものであろう。そして、この文字は、『下官集』本文および本文の後に記されている奥書群とは異なる書風、すなわち、異筆である。しかし、第九紙の書写奥書の後に細字で記されている刊記「井上慶寿鐫」とは同筆である。なお、刊記とは「刊本(刻本、版本等)」について出版の要項を附刻した表記。出版年時、出版地、出版者等を表示し、多くは巻末に附刻する<sup>5</sup>ものであるが、「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の刊記は、彫り師の名のみである(後述の翻刻参照)。

複製の製作について、富田淳は、次のように、

古人は名品との出会いを、一期一会の縁として大切にした。しかし真蹟は世に一つしかない。そこで、複製が作られるようになる。-中略-複製の技術にも、精粗があった。原本を傍らに置き、

<sup>5</sup> 井上宗雄他著『日本書誌学用語辞典』、岩波書店、1999年、p.129

臨書をする主観的なものから、ニジミやカスレ、さらには虫食いの痕までをも忠実に再現する学術的なものまで、さまざまである。最も精巧な複製は、窓明かりの光線を利用して字姿を透かして写す方法であったという。先に文字の輪郭を写し、後から内側に墨を入れていくこの複製法は、双鉤填墨あるいは双鉤廓填と呼ばれた。<sup>6</sup>

と、述べている。富田淳が述べる複製の製作方法の一つ、「原本を傍らに置き、臨書をする主観的なもの」である臨書は、単純な方法であるだけに、臨書する人の力量が最も良く現れる。また、その臨書による複製を活かすのは、彫師の手腕であろう。後述するように、『下官集』全文を臨書し、奥書および書写奥書を書いた三藐院関白（近衛信尹）は、寛永の三筆の一人と讃えられる能書（優れた書を書く人）であり、摸刻した彫師・井上慶寿は江戸末期の名工である。

模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」、および同一の「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」には、藤原定家の署名、何時、定家が著したかを裏付ける年号等も記されていない。しかし、大野晋は「定家本 大東急文庫所蔵」、すなわち「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」について、

文字は、定家自筆の明月記・奥儀抄卷余その他のものと同一であり、欄外の頭註の書き様、本文への書き込みなどをみると、これは、定家の自筆本をそのままに臨摸したものと見て差支えなさそうである。関係ある諸本を調査した結果によると、この本の原本は、以下に述べる下官集諸本の祖本であると考えられ、下官集研究の中心的資料である。<sup>7</sup>

すなわち、「定家の自筆本をそのままに臨摸したものと見て差支えなさそうである」と述べ、「下官集研究の中心的資料である」と位置づけている。

そして、浅田徹は「模刻本の印象は確かに定家筆を思わせ、書入れなどの生々しさ、本文の優秀性もそれに矛盾しない。もちろん確定はできないが、三藐院が模写したのは定家自筆ないしそれに準ずるもの（透写など）と見てよいのではないだろうか。」<sup>8</sup>と、大野晋の説を裏付けている。

この模刻版本を、大野晋が、「下官集研究の中心的資料」と述べ、そして、浅田徹に、「模刻本の印象は確かに定家筆を思わせ、書入れなどの生々しさ、本文の優秀性もそれに矛盾しない。」と言わしめるのは、先ず、寛永の三筆の一人である三藐院・近衛信尹による臨書が存在した為と言えよう。能書であり、定家を尊崇していたといわれる近衛信尹による臨書であれば、「定家自筆本『下官集』」の書風のみならず、内容および、「かな（女手）」の字母も正確に伝える、すなわち、信頼性が高い親本が成立したと思われる。したがって、「本文の優秀性」も認められると言えよう。さらに、能書・三藐院関白の臨書による「定家自筆『下官集』」複製を親本とし、名彫師・井上慶寿が摸刻したことにより、原態に近い保存がなされ、更に、同一性が保障される版本として作成されたことも、底本としての信頼性を裏付けていると、言えるのではないだろうか。

なお、模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」末尾の刊記は、前述したように、「井上慶壽鐫」と彫師の名のみである。（後述の翻刻参照）。これは、私的な版本（私家版）として作成されたことを示すものではないだろうか。刷部数については、一般の版本で五百単位、浮世絵で三百と言われるが、鮮明さが命の法帖様のものは、さらに少ないと推測され、百～二百程度という。その上、『下官集』模刻版本が、私的な版本として作成されたのであれば、非常に限られた刷部数であったと考えられる。そして、その内の二本が、「藤原定家自筆『下官集』」の原態を窺わせる模刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」および、同一の「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」として、伝存する。

<sup>6</sup> 富田淳「書之美」、毎日新聞（日曜くらぶ）、2012年8月12日、p.3

<sup>7</sup> 大野晋著『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.26～27

<sup>8</sup> 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵「定家卿模本」翻刻 -（『国文学研究資料館紀要第』26号、2000年）、p.91～92

「大東急記念文庫『定家卿模本』」および、同一の「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」を閲覧させて頂いた際の筆者の印象から考えれば、大野晋、浅田徹の説に異論はなく、「下官集研究の中心的資料」、すなわち底本とする。

### 3. 大野晋「下官集諸本」と写本について

前述した、大野晋が「以下に述べる下官集諸本」とは、①「定家本 大東急文庫所蔵（模刻版本）、②「為家本 天理図書館蔵」（写本）、③「為相本 橋本研一氏所蔵」（写本）、④「九条本 東京大学国語研究室蔵」（写本）、⑤「了俊・正徹本 架蔵」（写本）の、五本の『下官集』伝本である。

この大野晋の言う「下官集諸本」のうち、①「定家本 大東急文庫所蔵」、すなわち模刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」以外の四本は、写本である。この四本の写本を例として、『下官集』写本について述べたい。

なお、これらの写本の現在の名称は、②は「天理図書館蔵『倅案』」、③は「国文学研究資料館蔵『倅歌作法』」、④は「東京大学国語研究室蔵 九条家旧蔵本『詠歌大概 下官集』」である。この三本の写本を、筆者は閲覧および複写させて頂いた。なお、以上三本の写本の書名は区々であるが、底本『定家卿模本』および『定家卿書式』と同じく、冊子に和歌を書く際の書写方法に関する定家独自の説を述べる五条構成の『下官集』が見られる。

そして、⑤「了俊・正徹本 架蔵」（写本）について、大野晋は次のように述べている。なお、この写本は、筆者未見の伝本である。

近衛豫楽院が正徹自筆の本から書写した由が奥書に見えている。そしてそれ以前に、今川了俊が、一度九州で紛失したものを写し改めたものであることも見えている。内容は定家本の系統であるが書写の態度は厳密でない。『きこえ』を明確に区別せず、『とへ こたへ おもへば』の三語がある<sup>9</sup>

⑤「了俊・正徹本 架蔵」（写本）は、近衛家熙（豫楽院）筆「京都女子大学蔵『豫楽院歌学書』」（写本）所収の『下官集』等と同系統ではないであろうか。この伝本の元奥書には、「応永十二年十二月日 侍八十徳翁了俊判」と、今川了俊の名が見られる。そして、底本『定家卿模本』および『定家卿書式』の「一嫌文字事」の条（後述の翻刻参照）には見られない「とへ こたへ おもへば」の語がある。さらに、底本『定家卿模本』および『定家卿書式』の「きこえ」の「え」の字母が「江」であるのに対し、「京都女子大学蔵『豫楽院歌学書』」の「え」の字母は「衣」である。これは、⑤「了俊・正徹本 架蔵」の「『きこえ』を明確に区別せず」に該当すると言えよう。

また、「天理図書館蔵『倅案』」（写本）および、「国文学研究資料館蔵『倅歌作法』」（写本）には、底本『定家卿模本』および『定家卿書式』には無い「とへ問答 こたへて おもへば」の語が存在し、そして、「東京大学国語研究室蔵 九条家旧蔵本『詠歌大概 下官集』」（写本）には「とへ回答 こたへ おもへば」の語が見られる。

これら『下官集』写本に見られる差異は、誤写による、あるいは書写の際に意図的に為されたとも、言われる。写本が、人の手による書写である以上、誤写は写本に多く見られ、さらに、親本の書写を重ねて行くたびに、誤写が増えるという欠点もある。伝存する『下官集』写本も例外ではないと言えよう。

『下官集』の本文（後述の翻刻参照）は、「一書始草子事」、「一嫌文字事」、「一仮名字かきつゝくる事」、「一書歌事」、「一草子付色々符事 和漢有之」の五条構成である。これは、冊子本に歌書を書記する際のマニュアルと言われる著作であるが、このうち、「一嫌文字事」の条が、所謂「定家仮名遣」として、後世、最も注目された。この条は、定家の時代、すでに乱れ始めていた仮名遣、すなわち、迷い易い「を」と「お」、「へ」と「え」および「ゑ」、そして、「い」「ひ」の区別等についての定家自説の範例を示すものである。

大野晋が述べるように「定家の仮名遣書というものが世に下官集として知られ」<sup>10</sup>、そして、『下官集』

<sup>9</sup>大野晋著『仮名遣と上代語』、岩波書店、1982年、p.29

<sup>10</sup> 同上、p.26

が、「定家の仮名遣を成文化した唯一の文献で、定家が実行したところと、ほとんど全く一致する内容を持っている」<sup>11</sup>著作である以上、前述した「京都女子大学蔵『豫楽院歌学書』」（写本）所収の『下官集』に見られる「『きこえ』を明確に区別せず」のように、字母の誤写による、仮名遣の誤った範例は問題である。したがって、下官集研究の中心的資料、すなわち、摸刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」および、同一の「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の存在は、『下官集』研究において貴重と言えよう。

なお、閲覧させて頂いた二十五本の『下官集』伝本のうち、二本の摸刻版本以外、すなわち二十三本の伝本は写本（版本および刊本の対。書き写した本）である。ただし、写本の一つ、「京都大学文学部閲覧室蔵『定家卿書式』模本」は、摸刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の写本である。この写本は、大正五年、当時の橋本進吉架蔵、すなわち、現在の摸刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」を、模写した複製である。その朱で記された書写奥書には、「橋本進吉氏蔵法帖を影写せしむ 大正五年五月（花押）」とある。京都大学文学部閲覧室で伺ったが、本文および書写奥書を書いた人物については不明と言う。なお、閲覧させて頂いた印象から言えば、丁寧に損傷箇所や「虫食いの痕までも忠実に再現する学術的なもの」であるが、筆勢から見ると、能書によるとは思えない臨書である。

閲覧させて頂いた『下官集』写本のうち、「京都大学文学部閲覧室蔵『定家卿書式』模本」以外の二十二本の『下官集』写本の筆跡は、いわゆる定家様の藤原定家自筆『明月記』等の書風とは異なる。また、書芸文化院蔵「歌合切」および「三種詠草切」、東京国立博物館蔵「藤原定家筆歌合切」のような、定家若書きの書風とも異なるものである。これは、たとえば、「定家自筆『下官集』」を直接書写した写本であったとしても、臨書等による複製作成が目的ではなく、冊子に和歌を書く際の書写方法に関する、定家独自の説を書写するのが目的であったことを示すと、言えるのではないであろうか。

#### 4. 『下官集』摸刻版本の翻刻

前述したように、摸刻版本「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」は第九紙、すなわち三番目の元奥書の最後の一行、および書写奥書は手書きによる補写であり、第五紙に「意見」「む」の文字の欠落がある。そのため、浅田徹は「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」紹介の際、補写および欠落部分を、前述した「京都大学文学部閲覧室蔵『定家卿書式』模本」（写本）により補い、翻刻<sup>12</sup>をされている。

筆者は、「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」は閲覧のみの許可であったが、完本の「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の閲覧および複写を許可された。後述の翻刻は、前述した浅田徹の翻刻と、「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」複写とを参照したものである。なお、いわゆる「定家仮名遣」とされる「一 嫌文字事」の条では、書写の際に迷いやすい「を」と「お」、「へ」と「え」および「ゑ」、「い」と「ひ」などの仮名の区別についての基準を示している。それらの「かな（女手）」を網掛けで示し、そして、字母を記す。「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」の欠落部分は、アンダーラインで示し、『定家卿模本』および『定家卿書式』に共通する欠落は□で示し、読解不可能の文字は■で示す。

##### <翻刻>

三猿院閔白臨定家卿書（細字）

（表紙裏書）

僻案 人不用又不可用

事也（細字・二行書）

此事此廿余年以来之人

殊有存旨歟悉被書改

大略皆えと書てへとゑと

被棄歟と見ほとにふゑ \*□（欠落）→麗（東京大学

絶たへ許ニ此字出来

国語研究室蔵『詠歌大概

言語にも美□女房達は

下官集』写本参照。）

月次のえみむ五対不具

えあん

なりと（細字・三行書）

<第一紙>

<sup>12</sup> 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵「定家卿模本」翻刻 - （『国文学研究資料館紀要第』26号、2000年）、p.129～133

<sup>11</sup>同上、p.58

(頭註) 一書始草子事  
 如狭衣 仮名物多置右枚自左枚書始之  
 物語ハ 旧女房所書置皆如此先人又  
 用之清輔朝臣又用之或自右枚端  
 必自左 書之伊房卿如此下官付此說模  
 枚書 漢字之摺本之草子右一枚白紙  
 流例歟 徒然似無其詮之故也

一 嫌文字事

他人惣不然又先達強無此事只愚  
 意分別之極僻事也親疎老少一  
 人無同心之人尤可謂道理況亦  
 当世之人所書文字之狼藉過于  
 古人之所用來心中恨之

<第二紙>

緒之音 **を** ちりぬる**を**書之 間  
 仍欲用之 (細字・二行書)  
**を**みなへし **を**とは山 **を**くら山  
 たまの**を** **を**さゝ **を**たえのは□  
 \*□(欠落)→し(東京大学  
 国語研究室蔵『詠歌大概  
 下官集』写本参照。)

**を**くつゆ てに**を**はの詞の**を**の字  
 \***を**の字母・遠

尾之音 **お** うゐの奥山之故也  
**お**く山 **お**ほかた **お**もふ **お**しむ  
**お**とろく **お**きのは **お**のへのまつ  
 花**を**おる 時**お**りふし  
 \***お**の字母・於

(頭註) **え** 枝 むめ**かえ** まつか**え** たち**え** 江  
 近代之人 ほつ**え** しつ**え** (細字二行)  
 多 笛ふ**え** 断た**え** 消き**え** 越こ**え** きこ**え**  
 ふゑとかく 見**え** 風さ**え**て か**え**ての木 **え**やはいふきの  
 \***え**の字母・衣  
 \*きこ**え**の**え**の字母・江

古人所詠哥 **へ** う**へ**のきぬ 不堪た**へ**す しろた**へ**  
 あしまよふ 通用常事也(細字・二行書)  
 江を

<第三紙>

以之可為証 草木をう**へ**をく栽也 としを**へ**て  
 ま**へ**うしろ ことのゆ**へ** 栢 か**へ**  
 や**へ**さくらけふこゝの**へ**に さな**へ**  
 \* **へ**の字母・卍

**ゑ** す**ゑ** ゆく**ゑ** こ**ゑ** こす**ゑ**  
 絵 衛士 **ゑ**のこ 詠**ゑ**い 産褥**ゑ**  
 朗詠(細字・二行)

垣下座**ゑ**んかのさ もの**ゑ**んし 怨  
 \***ゑ**の字母・恵

**ひ** こ**ひ** おも**ひ** か**ひ**もなく い**ひ**しらぬ  
 あ**ひ**見ぬ ま**ひ**ゝと う**ひ**こと  
 いさよ**ひ**の月 但此字哥之秀句之時皆通用  
 \***ひ**の字母・比

**ゐ** 藍あ**ゐ** つ**ゐ**に遂にいろにそ 池のい**ゐ**  
 いてぬへき(細字・二行)

よ**ゐ**のまよ**ひ**又常事也 お**ひ**ぬれは**お**いぬれは  
 又常事也  
 (細字・二行)

\***ゐ**の字母・為  
**い** にしの**たい** 鏡**たい** 天**かい**  
 \***い**の字母・以  
 <第四紙>

右事ハ非師説只發自愚意見  
 旧草子了見之

一 仮名字 かきつゝくる事  
 としのう ちには るはきにけりひ  
 とゝせをこ そとやい はむことし  
 如此書時よみときかたし句を  
 かきゝる大切 よみやすきゆへ也  
 としのうちに はるはきにけり ひとゝせを  
 こそとやいはむ ことしとやいはむ 仮令如此書

一 書哥事

知物様之人称故実態以上句之末  
 下句之行之上に書  
 さくらちるこのしたかせは さむか  
 らてそらにしられぬゆきそふりける

<第五紙>

如此書雖有其説當時至愚之性迷  
而不弁上下句只付読安可用左説  
さくらちるこのした風はさむからて  
そらにしられぬゆきそふりける  
真名を書交字或ハ落字之時  
上句一行にたらずなれとも只如闕字  
其所を置て次の行に可書下句之由洪之

一 草子付色々<sup>シルシ</sup>符事 和漢有之

仮令

古今和歌集卷第二

如此之所也

左枚書始其事時多付件枚

朝臣如此付

<第六紙>

先人左枚雖書之付不書右枚  
下官用之 以右手引披依有便也  
已上先人下官存之他人不同心

(元奥書1)

二条中将為衡朝臣筆(細字)

未被及御覽候歟之由存之■■■(細字)\*■■■(読解不可能)

定家卿筆作候故進上仕候

相構而可有御隱密哉此興々々<sup>本ノマ</sup>

「此紙者コハ杉原歟」(細字)

<第七紙>

(元奥書2)

定家卿真跡也 為衡朝臣進

養徳院即伝領之可秘

(花押)

「此紙者ウチクモリ」(細字)

(元奥書3)

「是ハ即鳥子也」(細字)

右奥書判形雖不知之実相院准后義運  
大僧正歟筆跡相似者也彼准后者養徳院  
贈左相府鹿苑院殿御舍弟権大納言 子息也相伝有其

満詮号小川殿(細字・二行書)

由歟為衡朝臣者二条家正流為遠卿子也

家之文書悉相伝之仁所進養徳院無疑者  
手尤可秘藏者也

<第八紙>

享禄元年後九月廿八日老衲逍遙子誌

(書写奥書)

此一巻堀尾出雲守所持也閑

覽多幸之余令書写了

慶長八年卯月廿五日 信尹

井上慶寿鐫(細字)

<第九紙>

## 5. 能書・近衛信尹について

管見ではあるが、筆者が拝見した定家自筆の書は、若書きの書は、ともかくとして、四十歳半ば頃から見られる、いわゆる定家様の「消息」等<sup>13</sup>、さらには、「冷泉家時雨亭文庫蔵『拾遺愚草』」<sup>14</sup>を始めとする定家様の自筆本は、能筆というより、正確な書写に徹した書風と言えよう。

「定家自筆『下官集』」を臨書した複製を親本とした摸刻版本「大東急記念文庫『定家卿模本』」および、同一の「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の全文は、まさしく定家様の書風である。しかし、白抜き陰刻のため確定はできないが、拝見した印象から言えば、俯仰法をも駆使した見事な筆勢の書である。また、『下官集』本文が、定家自筆であれば、後世、書き加えられた巻末奥書群の書とは異筆の筈である。しかし、本文、そして巻末奥書群すなわち、三つの元奥書および、近衛信尹による書写奥書は、すべて同筆である。この二本の模刻版本『下官集』の筆勢に注目したい。

なお、筆勢すなわち筆力については、尊円親王(1298~1356)の書論『入木抄』<sup>15</sup>「筆仕肝要たる事」の項で「字かたちは、人のようぼう、筆勢は人の心操、行跡にて候」、すなわち、字形は人の容貌、筆勢

<sup>13</sup> 「第六〇回毎日書道展特別展示『春敬の眼』—珠玉の飯島春敬コレクション—」、2008年、p.117~119

<sup>14</sup> 冷泉家時雨亭叢書『第八巻 拾遺愚草 上 中』、朝日新聞社、1993年

<sup>15</sup> 岡麓校訂『入木道三部集 附 本朝能書伝』、岩波書店、1989年、p.27

は志であり人柄であり、筆勢こそが書道の最も大切な点と述べられている。

若い頃、すなわち信基（1577～1582）、信輔（1582～1599）と名乗っていた時代の近衛信尹は、当時の公家社会に於いて広く用いられていた尊円親王を初祖とする青蓮院流を学び、次第に天性の能書としての才を発揮していった。そして、慶長四年（1599）、「信尹」と改名の頃から、定家の書の影響を受け、近衛流あるいは三藐院流とも言われる書風を確立し、本阿弥光悦、滝本坊昭乗（松花堂）と共に、「寛永の三筆」と、讃えられる能書となった。そして、近衛信尹の書の特徴は、筆勢の見事さにあると言われる。信尹の父・近衛前久（1536～1612）は、「信尹の書を評して、『ただ今の御筆勢、別して見事に候』という。」<sup>16</sup>と、称賛している。

前田多美子は、近衛信尹の、定家に対する思いについて、次のように述べている

定家は早くから歌人として高い評価を得、『新古今和歌集』の選者となり歌壇に重きをなした。その著『近代秀歌』『詠歌大概』などの歌論は、以後の歌人たちに大きな影響を与えた。鎌倉時代後期以降は、定家崇拝熱が次第に高まって、やがて神格化されるに至る。信尹の時代も同様で、彼にとっても無論、定家は偉大な存在であった。陽明文庫にも信尹が写したという『近代秀歌』がある。- 中略 - 原本は明らかに定家の筆である。信尹は単に定家に対する尊崇の念からだけで、定家の筆になる歌論をうつしたのであるだろうか。- 中略 - 無論、歌学のための必須の歌論として借覧したのであるが、定家の筆跡そのものにも熱い心を寄せたことがうかがえる。<sup>17</sup>

さらに、前田多美子は、予楽院すなわち近衛家熙（1667～1736）の『予楽院臨書手鑑』（陽明文庫）の中に、信尹が定家の『熊野懐紙』を模写したものを所収。- 中略 - 定家の原本を彷彿とさせる出来映

えである。この模写を見ると、懐の広い独特の造形法など、定家と信尹の間には随所に共通性があることがわかる。<sup>18</sup>と、述べている。この「共通性」も、信尹に「定家の原本を彷彿とさせる出来映え」の模写を可能とさせる要因の一つであろうか。

また、薩摩配流中（1594～1596）、近衛信尹は、定家の懐紙の模写をして過したと言う。そして、帰洛後に書いた「近衛信尹筆 詠草（陽明文庫蔵）」<sup>19</sup>は、明らかな定家様の書であるが、筆勢は信尹のものと思われる。そして、平成二十三年四月、筆者が陽明文庫に伺った際、名和修陽明文庫長に、模刻版本文学研究資料館蔵『定家卿書式』の複写資料を見て頂くことができた。名和修陽明文庫長によれば、書写奥書「慶長八年卯月廿五日 信尹」まで含めた『下官集』全文は、近衛信尹筆であろう、とのことである。したがって、この『下官集』模刻版本の親本は、能書・信尹による見事な複製と言えよう。

なお、模刻版本文学研究資料館蔵『定家卿書式』の書写奥書の「慶長八年卯月廿五日 信尹」の署名、そして、慶長六年正月二十日の「当家会初（近衛家の和歌会始）の「近衛信尹筆 和歌懐紙（陽明文庫蔵）」<sup>20</sup>に見られる「信尹」の署名は、ともに、前田多美子が述べるように、「正面を向いた左右対称の形ではない。文字の背骨が少し右下に傾斜している。それなのに不思議にバランスがとれているのである。躍動する均衡というべきか。」<sup>21</sup>と、言う特徴が見られる。これも、模刻版本文学研究資料館蔵『定家卿書式』の親本が、近衛信尹筆であることを裏付けるものであろう。

「寛永の三筆」の一人と讃えられる能書・近衛信尹は、歌人そして歌学者としての定家を尊崇するのみならず、定家の筆跡そのものにも惹かれ、熱心に、定家の書を学び、定家様の書風を自家薬籠中のものとした。その成果の一つが、浅田徹に「模刻本の印象は確かに定家筆を思わせ、書入れなどの生々しさ、本文の優秀性もそれに矛盾しない。」<sup>22</sup>とまで言わ

<sup>18</sup> 同上、p.219

<sup>19</sup> 同上、p.208、図 27

<sup>20</sup> 同上、p.208、図 24

<sup>21</sup> 同上、p.209

<sup>22</sup> 浅田徹著「下官集の諸本 - 付・大東急記念文庫蔵「定

<sup>16</sup> 前田多美子著『三藐院 近衛信尹』、思文閣出版、2006年、p.215

<sup>17</sup> 同上、p.218～219

しめる見事な臨書、すなわち「定家自筆『下官集』」本文の複製と言えるのではないであろうか。

## 6. 彫師・井上慶寿（清風）について

完本である摸刻版本「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」の巻末の刊記には、「井上慶寿鐫」と刻されている（翻刻参照）。なお、「鐫（せん）」とは、「彫る」の意である。

井上慶寿について、鈴木淳は、『江戸和学論考』の「二〇 板木師井上清風の刻業」で、井上清風が寛政五年（1793）九月に刻した、「王羲之『瘞鶴銘』」跋文中の『慶寿刻之 工精也果不喪旧觀』の『慶寿』とあるのが清風で - 中略 - その刻法の精巧なることを称えているのである。<sup>23</sup>と、述べている。また、国立国会図書館・デジタル化資料の『『集古帖』井上清風跋（内閣文庫蔵）』の跋文の最後には、「井上慶寿拝記」と記されている。

井上清風、すなわち、通称・清蔵、名は慶寿について、鈴木淳は、次のように述べる。

井上清風は、江戸後期に活躍した板木師である。加茂真淵の信頼を得て、明和六年（1769）には若冠二十歳にして『万葉考』三冊の板刻に従事した。その後、安永年間（1772～1780）には絶頂期の唐風書家澤田東江の法帖を数多く手懸け、さながら東江専属の彫工という観すらあった。また寛政年間（1789～1800）には、加藤千蔭に接近し、松花堂昭乗の『吉野道の記』や真淵の『千歳筐』を模刻する一方、『集古帖』『世尊寺法書』などの刻字に携って、我国の古典的名筆の蒐集、復刻事業に大きな役割を果たすと共に、名工として世界を確立するに至った。さらに、千蔭の上代様の書家としての活躍を援けたことも、その顕著な業績に数える。<sup>24</sup>

この井上慶寿（清風）についての伝記は、鈴木淳によれば、「慶寿、文化七年没、六十一歳。『永根伍石

家卿模本」翻刻 - （『国文学研究資料館紀要第 26 号、2000 年）、p.91～92

<sup>23</sup>鈴木淳著『江戸和学論考』、ひつじ書房、1997 年、p.435

<sup>24</sup> 同上、p.419

と集古法帖』（北川博邦氏稿、国学院雑誌 73 の 2）に集古法帖のことに詳し。上毛の人、世々刻師たり。盛名あり。」<sup>25</sup>と、丸山季夫が『国学者雑攷』別冊「刻師名寄」に述べているのが「唯一の例」<sup>26</sup>と言う。

さらに、鈴木淳は、清水浜臣『泊泊文集』<sup>27</sup>の「古筆古今集墨帖後序文化七年十月」に、「此巻よりかたたくみは、いにし頃第五の巻よりたりし藤清風が、今年むそちに一とせたして又かくものしたるになん」<sup>28</sup>と、述べられていることに言及し、そして、この「藤清風」（井上清風）が、「文化七年（1810）に六十一歳であった事実は動かない。ただし、丸山氏の記述中、上野の人とするのは誤認であって、正しくは江戸で版木師を世職とする家に生まれたとすべきである。」<sup>29</sup>と述べている。なお、鈴木の言う「上野の人」は、丸山氏の記述中の「上毛の人」、すなわち、現在の「群馬県の人」である。

鈴木淳は、「丸山氏の『刻師名寄』の功績として瞠目すべきは、各刻工について、その刻字した書目を掲げることであるが、清風についても計十六点を挙げる。いまそれに新たに十四点を追加し、各書目について所蔵、成立年、出版書肆などを記し、年代順に示す」<sup>30</sup>として二十九点、そして原刻時期の不明な一点を加え、計三十点を挙げられている。しかし、この中に、『下官集』摸刻版本に該当する版本は、見当たらない。これは「井上慶寿鐫」の『下官集』摸刻版本が、ごく私的な出版であったことを示唆するものと言えるのではないであろうか。

そして、鈴木淳は、計二十九点の井上慶寿（清風）が刻字した書目（書名）を、年代順に四期にわけている。<sup>31</sup> 第一期は、井上慶寿（清風）二十歳の明和六年（1769）「加茂真淵著『万葉考』」一点、第二期は澤田東江の法帖を数多く手懸けた安永七年

<sup>25</sup>丸山季夫著「刻師名寄」（『国学者雑攷』別冊、吉川弘文館、1982 年、p.12）

<sup>26</sup> 鈴木淳著『江戸和学論考』、ひつじ書房、1997 年、p.420

<sup>27</sup> 無窮会神習文庫蔵（写三冊）、巻二。整理番号一一二七四

<sup>28</sup>鈴木淳著『江戸和学論考』、ひつじ書房、1997 年、p.420

<sup>29</sup> 同上、p.420

<sup>30</sup>同上、p.420

<sup>31</sup>同上、p.420

(1772) から安永九年(1774)までの六点、第三期は慶寿(清風)の最も脂の乗った時代と言われ、古典的名筆『集古帖』『安起波幾帖』等を含む寛政五年(1793)から享和三年三月版(1803)迄の十五点を、そして、第四期は最も円熟した慶寿(清風)五十七歳の文化三年(1806)から文化八年(1811)の八点を、刻した時期である。

井上慶寿(清風)の業績から考えると、「井上慶寿鐫」による「三猿院関白臨定家卿書」すなわち、『下官集』模刻版本は、第三期以降の刻業と言えるのではないであろうか。

## 7. 井上慶寿鐫『安起波幾帖』について

東京国立博物館蔵「傳小野道風 秋萩帖」は、平安前半期に書された、私撰和歌集の古筆として伝存する。後述するように、第一紙の最初の和歌が、「安幾破起乃(あきはきの)」すなわち「秋萩の」に始まる書き出しであることに因み、『秋萩帖』の書名が付けられたと言われる。

この古筆の複製が、井上慶寿(清風)鐫『安起波幾帖』の親本である。「傳小野道風 秋萩帖」は、江戸時代、法帖に刻され、書の手本とされた。良寛(1758～1831)も、これを習い、自らの書の土台の一つとしたことが知られている。「傳小野道風 秋萩帖」の実物は卷子本であるが、井上慶寿(清風)鐫『安起波幾帖』は法帖に仕立てられている。なお、法帖とは、書道の手本とするため、古人の優れた書を石や木に刻したものを紙に刷り、本の形に仕立てたものを言う。

中国書道とは異なる優雅な美を持つ和様書道が発達した平安中期頃、藤原佐理、藤原行成と共に三蹟と称される、能書・小野道風(894～966)が書したと伝えられるのが、古筆「傳小野道風 秋萩帖」である。この古筆は、「かな(女手)」の母体といえる「草仮名」を用い、和歌のみ(作者名および詞書はない)四十八首が、四行書き(平安時代からの正書式)で書されている卷子本(巻物)である。これは、二十枚の料紙(第一紙は縦八寸、横八寸。第二紙以下は縦七寸八分、横約一尺四寸。)を継ぎ、その全長は、約二丈六尺二寸二分(846.5cm)である。

第一紙すなわち第一種の書風は、「平安時代の假名

の中でも傑出している。筆は直筆が多く、俯仰法が巧妙に駆使され、勾法の角度も細大なくそのまま書かれ、力感に溢れている筆あたりが、小さくあたっているために、線がひどく長く見え、空間への響きが高鳴っている<sup>32</sup>と、飯島春敬が絶賛する見事な筆勢で、和歌二首が記されている。その最初の歌、「あきはきの／したばいろづく／いまよりぞ／ひとりあるひとの／いねがてにする」が、草仮名で、次のように、四行に書記されている。ただし、第二句「したばいろづく」の「ろ」の字を欠く。この欠字を□で示す。

安 幾 破 起 乃 之 多 者 以 □  
都 久 以 末 餘 理 處 悲  
東 理 安 留 悲 東 乃  
以 禰 可 転 仁 数 流<sup>33</sup>

そして、第二紙以下には四十六首、すなわち、合計四十八首の和歌が四行書きで記され、そして、巻末には、王羲之の書状十一通が臨書されている。

なお、第二紙以下は、第一紙とは別筆とみられ、「最初のうちは、素々として、第一種の高い気分に近い書きかたをしているが、終りの方は馴れるに従って放漫になり文字も大きく、側筆が目立って、線が浅くなっている。」<sup>34</sup>、すなわち、第二紙以下(第二種)の書風は、第一紙にくらべると、やや劣ると言えよう。これらの書風の特徴から、「第一紙の書写は、朱雀天皇の御世(931～946)に求めても不当ではなく、第二紙以下は、花山天皇の御世(985～986)の前後において見られるものである。」<sup>35</sup>と言う貴重な草仮名の遺例である。

筆者は、井上慶寿(清風)鐫の法帖『安起波幾帖』(宮内庁書陵部蔵)、そして澤田東江が制作した法帖『小野道風書安起破幾帖』(国立国会図書館蔵『秋萩帖 小野道風書』)の閲覧および複写をさせて頂いた。寛政九年(1797)、井上慶寿(清風)鐫『安起波幾帖』

<sup>32</sup> 平安書道研究会編『日本名筆全集 第十三巻』、書芸文化院、出版年未詳、p.68～69

<sup>33</sup> 同上、p.3(影印)

<sup>34</sup> 同上、p.69

<sup>35</sup> 同上、p.69

は法帖として出版されているが、それ以前に、平田篤胤（1776～1843）著『玉たすき』によれば、澤田東江が、「(賀茂) 真淵の勸説によって唐様ばかりでなく和様にも手を染めるに至り、後に『秋萩帖』を改めて成すにおよんだ」<sup>36</sup>と、言う。そして、天明元年（1781）、澤田東江は、法帖『小野道風書安起破幾帖』を出版している。ただし、この版本は、井上慶寿（清風）鑄ではない。

鈴木淳によれば、澤田東江は、「寛政二年（1790）跋刊の『続春宴帖』所掲の書簡」で、「上野の門人田子恕所蔵の秋萩帖が二三百年も前の精妙な摸本とみとめられることから、近日中に双鉤摸刻すると言送っているのである。」<sup>37</sup>と、述べている。なお、前述したように「上野」は「上毛」、現在の群馬県である。

また、井上慶寿（清風）鑄『安起波幾帖』に見られる、呉橋木翹之の跋文には、「一日得上毛某家所蔵双鉤」と記されている。すなわち、井上慶寿（清風）が、「上毛」の某家所蔵の摸本を双鉤したことに言及している。その為、鈴木淳は、「原本はかつて東江が基づいたものと同一のごとくであり、清風の所為は東江に対していかにもあてつけがましい感を拭い切れないが、その前年、東江がすでに他界したためにこの挙におよんだものか。」<sup>38</sup>と、述べている。

鈴木淳が述べるように、閲覧および複写をさせて頂いた、澤田東江の法帖『小野道風書安起破幾帖』（国立国会図書館蔵『秋萩帖 小野道風書』）および、寛政九年に出版した井上慶寿（清風）鑄の法帖『安起波幾帖』（宮内庁書陵部蔵）の親本は、同一と言えらるのではないだろうか。また、原本である東京国立博物館蔵「傳小野道風 秋萩帖」の和歌数は四十八首であるのに対し、前述の二種類の法帖は、共に、四十一首であり、掲載されていない和歌は『新編国歌大観』<sup>39</sup>の歌番号で言えば、「27、28、29、32、34、39、40」の七首であることも、同じである。

しかし、前述の二種類の法帖に収められている、四十一首の和歌は同一であるが、記載順序は異なる。

澤田東江の法帖『小野道風書 安起破幾帖』は、和歌四十一首が、『新編国歌大観』の歌番号で示すと、「24、25、26、30、1、2、3、7、8、4、9、5、6、10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、30、37、38、31、33、35、20、21、22、23、41、42、43、44、45、46、47、48」の順序で記載されている。

そして、同一の和歌四十一首が、井上慶寿（清風）鑄の法帖『安起波幾帖』（宮内庁書陵部蔵）では、『新編国歌大観』の歌番号で記すと、「17、11、18、42、43、41、38、36、37、45、44、47、31、33、1、2、35、30、5、7、15、6、8、24、25、26、19、20、4、3、10、14、12、9、13、16、21、22、46、23、48」の順序である。すなわち、二種類の法帖は、共に、東京国立博物館蔵「傳小野道風 秋萩帖」の構成とは、差異が見られる。この構成は、法帖に仕立てられる時に、為されたのであろうか。

しかし、この二種類の法帖の和歌一首ずつを比較すると、書式・書風は酷似しており、そして、歌番号「1、15、26、33、43」で見られるように、修正、あるいは欠落箇所等も同じである。例えば、前述したように「歌番号1」、すなわち、古筆「傳小野道風秋萩帖」第一首（翻刻参照）では、四行書きの一行目第二句「したばいろ」の「ろ」の字を欠く。これを、二種類の法帖とも、同一の書風の「ろ（呂）」で補っている。「歌番号15」は共に、四行書きの第三行が欠落している。ただし、澤田東江の『小野道風書安起破幾帖』は、欠落のまま、三行書きにしているが、井上慶寿鑄『安起波幾帖』では、三行目を空白にしている。「歌番号26」は、二行目末の「いり」の「り（里）」が共に欠落し、「歌番号33」も一行目の第一句「いくよしも」の「も（母）」が共に欠落している。そして、「歌番号43」一行目の第一句「うくひすに」の「に（耳）」すなわち、草仮名「耳」の最後の一面も、共に欠落している。

前述したように、所収されている和歌および和歌数は同一であり、そして、一首ずつ比較した書式、および書風は酷似し、修正あるいは欠落箇所も同じである。すなわち、澤田東江の法帖『小野道風書安起破幾帖』と、寛政九年井上慶寿（清風）鑄の法帖『安起波幾帖』の親本は、同一と言えよう。

閲覧した印象では、澤田東江の『小野道風書安起

<sup>36</sup> 鈴木淳著『江戸和学論考』、ひつじ書房、1997年、p.430

<sup>37</sup> 同上、p.431

<sup>38</sup> 同上、p.431

<sup>39</sup> 『新編国歌大観 第六巻 私撰集Ⅱ 歌集』、角川書店、1988年、p.19

破幾帖』より、井上慶寿（清風）鐫『安起波幾帖』のほうが、白抜きの陰刻とは言え、摸刻としては、筆勢があり、又、余分な線が省かれ、優れていると言えよう。しかし、名彫師・井上慶寿（清風）鐫であっても、「傳小野道風 秋萩帖」第一紙の「平安時代の假名の中でも傑出している」と言われる草仮名のみならず、「やや劣る」と言われる第二紙以下の草仮名と比べても、井上慶寿（清風）鐫『安起波幾帖』の草仮名は、やや崩れた書体の漢字の草書に過ぎないと言えるのではないであろうか。これは、澤田東江の『小野道風書安起破幾帖』同様、井上慶寿（清風）鐫『安起波幾帖』も、「上毛某家所蔵」の「傳小野道風 秋萩帖」複製を親本とした結果と言えよう

閲覧させて頂いた澤田東江の『小野道風書安起破幾帖』（国立国会図書館蔵『秋萩帖 小野道風書』）、および井上慶寿（清風）鐫『安起波幾帖』（宮内庁書陵部蔵）の印象を、飯島春敬が絶賛する名筆「傳小野道風 秋萩帖」の印象と比べると、書としての落差は非常に大きい。「傳小野道風 秋萩帖」を複製した人物は、能書ではないと考えられる。

これは、いかに、井上慶寿（清風）が、卓越した技術をもつ彫師であろうとも、優れた親本を得られなければ、「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」および、同一の「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」の二本の模刻版本のような、原本を思わせる優れた模刻版本は製作できないことを示唆すると言えよう。

なお、鈴木淳は、「秋萩帖」（清風鐫『安起波幾帖』）の評判を、天保元年（1830）跋板「秋萩帖」中の、文化十四年（1818）の松崎慊堂の跋について言及し、「清風は直下式なる漢人特有の刻法を駆使していたことが知られ、その巧妙な技術のほどは人々の語り草となっていたごとくである。」<sup>40</sup>と、述べている。この技術を見込まれ、井上慶寿（清風）は、「三猿院 関白臨定家卿書」を摸刻したのであろうか。

## おわりに

「藤原定家『下官集』」は、幸運に恵まれて伝存する著作と言えるのではないであろうか。

完本である摸刻版本「国文学研究資料館蔵『定家

卿書式』」の書写奥書によれば、慶長八年（1603）、「寛永の三筆」の一人と讃えられる能書・近衛信尹が「藤原定家自筆『下官集』」全文を臨書し、さらに奥書群を書写して複製を作り、そして、自ら書写奥書を記した。この「藤原定家自筆『下官集』」の所在は不明であるが、幸いにも、近衛信尹による複製は、江戸後期まで伝存した。この複製を親本とし、名彫師・井上慶寿が摸刻し、そして、版本とされた。

複製である近衛信尹臨「藤原定家自筆『下官集』」も、また、所在不明であるが、「国文学研究資料館蔵『定家卿書式』」および、同一の「大東急記念文庫蔵『定家卿模本』」の二本の模刻版本が伝存する。これを、大野晋が「下官集研究の中心的資料」と述べ、そして、浅田徹に「模刻本の印象は確かに定家筆を思わせ、書入れなどの生々しさ、本文の優秀性もそれに矛盾しない。」と、言わしめる貴重な伝本として、現在、底本すなわち『下官集』研究の中心的資料となっている。これは、『下官集』研究者にとって、幸運と言って良いのではないであろうか。

筆者も、この『定家卿書式』および『定家卿模本』を底本とし、小さな、そして、藤原定家の数多くの著作の中では余り注目されて来なかった「冊子に和歌を書く際の書写方法に関する定家独自の説を記した著書」、すなわち『下官集』の研究を、かな書道作家の視点で、進めて行きたい。

## 参考文献

- ・飯島春敬編『書道辞典』、東京堂出版、1975年
- ・日本大辞典刊行会編『日本国語大辞典〔縮小版〕』、小学館、1980年
- ・日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典』、岩波書店、1984年
- ・井上宗雄他編『日本古典籍書誌学辞典』、岩波書店、1999年
- ・加藤友康他編『日本史総合年表』、吉川弘文館、2001年

(Received: September 30, 2012)

(Issued in internet Edition: November 1, 2012)

<sup>40</sup>鈴木淳著『江戸和学論考』、ひつじ書房、1997年、p.432